

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	農地・担い手 対策室	検索番号	1 - 2
法令名	農業経営基盤強化促進法	根拠条項	9 - 1	
許認可等	農地中間管理機構の特例事業規程の変更及び廃止の承認			
(根拠規定)				
○農業経営基盤強化促進法 (抄)				
(昭和55年5月28日 法律第65号)				
第9条 農地中間管理機構は、事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。				
2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。				
(許認可等の基準)				
○農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について (平成12年9月1日付け農林水産事務次官通知)				
第4 事業規程の承認 (法第8条関係)				
都道府県知事は、法第8条第1項の事業規程の承認を行う場合には、当該規程が別添2の特例事業規程例に即して定められているか否かを基準に承認を行うものとする。				
また、都道府県知事は、法第8条第1項の承認を行った場合は、同条第4項に基づき、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を、都道府県の公報に記載することその他所定の手段により公告を行うとともに、承認の申請を行った農地中間管理機構に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付するものとする。				
1 特例事業を行う者の名称及び住所				
2 特例事業の実施地域				
3 特例事業の種類				
4 その他必要な事項				
(その他)				